



平成 21 年 8 月 21 日

各 位



株式会社アイデアインターナショナル
代表取締役社長 橋本雅治
(コード番号：3140 大証ヘラクレス)
問合せ先：常務取締役経営管理部長
松原元成
(TEL 03-5446-9505)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において「定款一部変更の件」を平成 21 年 9 月 29 日開催予定の第 14 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」という。）の施行を機に現行定款規定の見直しを行い、以下のとおり変更を行うものであります。

決済合理化法附則第 6 条の定めにより、当社は株券電子化の施行日（平成 21 年 1 月 5 日）において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、現行定款第 8 条を削除するものであります。

上記みなし定款変更に伴い、単元未満株券について定める現行定款第 11 条の「当社が発行する株券の種類」の文言を削除し、また、原則株式に関する手続きについて株主名簿管理人が直接取り扱うこととはなくなることから現行定款第 10 条を変更し、株式取扱規程に定める事項を明らかにするため現行定款第 11 条に「株主の権利行使に際しての手続き等」の文言を追加するものであります。

「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことに伴い、現行定款第 10 条の「実質株主」、「実質株主名簿」の文言を削除するものであります。

株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、現行定款第 10 条および第 11 条の一部文言を附則に移し、平成 22 年 1 月 6 日をもって 削除する旨を定めるものであります。

- (2) 事業の多様化に対応するため、現行定款第 2 条の「目的」に「古物売買業」を追加するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 21 年 9 月 29 日（火）
定款変更の効力発生日	平成 21 年 9 月 29 日（火）

以上

[別紙]

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1 . ~ 8 . (略) (新設) <u>9 . 前各号に付帯関連する一切の業務</u></p> <p>(株券の発行)</p> <p>第 8 条 当社は株式に係る株券を発行する。 2 . 前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</p> <p>第 9 条 (略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 1 0 条 当社は、株主名簿管理人を置く。 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会によって選定し公告する。 <u>当社の株主名簿 (実質株主名簿を含む。以下同じ) 株券喪失登録簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式並びに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第 1 1 条 <u>当社の発行する株券の種類並びに株券喪失登録簿及び新株予約権原簿の記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会の定める株式取扱規程による。</u></p> <p>第 1 2 条 ~ 第 3 9 条 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1 . ~ 8 . (現行どおり) <u>9 . 古物売買業</u> <u>1 0 . (現行どおり)</u></p> <p>(削除)</p> <p>第 8 条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 9 条 当社は、株主名簿管理人を置く。 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会によって選定し公告する。 (削除)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第 1 0 条 <u>株主名簿及び新株予約権原簿の記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手数料等については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会の定める株式取扱規程による。</u></p> <p>第 1 1 条 ~ 第 3 8 条 (現状どおり)</p> <p>附則</p> <p>第 1 条 <u>当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p> <p>第 2 条 <u>当社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>第 3 条 本附則第 1 条乃至本条は、平成 2 2 年 1 月 6 日をもってこれを削除する。</p>